

手続No	C2-2
手続名	事業報告等の提出(令和7年4月1日以降に開始した事業年度に係るもの)

事業年度	令和		年度
	自		
	至		

申請事務担当者	氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

○事前入力項目

組織情報			
本編	別添 法人の組織について（公益社団法人用） （公益社団法人）	公益社団、公益財団のいずれかを選択してください。	
	別添 法人の組織について（公益財団法人用） （公益財団法人）		
別表A 中期均衡の計算 作成シート			
本編	別表A（1） （収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合）	A(1) A(2) のいずれかを選択してください。	
	別表A（2） （収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合）		
本編	別表A（3） （収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算）	収益事業等を行う場合のみ	
本編	別表A（4） （剰余額解消策の明細）	剰余額解消をする場合のみ	
本編	別表A（5）－1 （公益充実資金の明細）	公益充実資金がある場合のみ	
	別表A（5）－2 （公益充実資金の明細）		
別表B 公益目的事業比率の計算 作成シート			
本編	別表B（1） （公益目的事業比率の算定総括表）	本編か附属明細を選択してください。	
別表	別表B（2）土地の使用に係る費用額の算定 ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	土地の使用に係る費用額がある場合	
別表	別表B（3）融資に係る費用額の算定 ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	融資に係る費用額がある場合	
別表	別表B（4）無償の役務の提供等に係る費用額の算定 ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	無償の役務の提供等がある場合	
本編	別表B（5）（公益目的事業比率に係る計算表）	本編か附属明細を選択してください。	

別表C 使途不特定財産額の計算 作成シート			
本編	別表C (1) (使途不特定財産額の保有制限の判定)	本編か附属明細を選択してください。	
本編	別表C (2) (控除対象財産)	控除対象財産がある場合	
別表	別表C (3) (資産取得資金) ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	資産取得資金がある場合	
別表	別表C (4) (特定費用準備資金) ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	無償の役務の提供等がある場合	
本編	別表C (5) (公益目的事業継続予備財産)	予備財産がある場合	
本編シート以外で別表を添付して申請する別表シート数			
	作成する別表の数 (エクセル表) 土地の使用に係る費用額の算定 (別表B(2)_土地の使用に係る費用額の算定)		
	作成する別表の数 (エクセル表) 融資にかかる費用額の算定 (別表B(3)_融資に係る費用額の算定)		
	作成する別表の数 (エクセル表) 無償の役務の提供に係る費用額の算定 (別表B(4)_無償の役務の提供等に係る費用額の算定)		
	作成する別表の数 (エクセル表) 資産取得資金の算定 (別表C(3)_資産取得資金)		
	作成する別表の数 (エクセル表) 特定費用準備資金の算定 (別表C(4)_特定費用準備資金)		
以下のうち、該当する場合に選択してください。			
	区分経理の適用除外 (認定法第19条第1項ただし書きの適用) を選択した場合		
	経過期間に、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額をH表で申請する場合		

目次

表紙		
表紙		本編 表紙
提出書		
1. 事業報告等に係る提出書		本編 提出書
2. 財産目録		添付
3. 役員等名簿		本編 役員等名簿
4. 役員等名簿（閲覧用）		本編 閲覧用名簿
5. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類		添付
6. 社員名簿（公益社団法人のみ）		添付
7. 社員名簿（住所を除く閲覧用）（公益社団法人のみ）		添付
8. 貸借対照表及びその附属明細書		添付
9. 損益計算書及びその附属明細書		添付
10. 事業報告及びその附属明細書		添付
11. 監査報告（及び会計監査報告）		添付
12. キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）		添付
運営組織に関する重要な事項		
運営組織に関する重要な事項		
（１）社団用		本編 2-1（社団）
（２）財団用		本編 2-1（財団）
事業・組織体系図 ※複数の事業又は組織がある場合のみ		添付
事業活動に関する重要な事項		
事業活動に関する重要な事項		本編 2-事業活動
別表 A 中期均衡の計算		
（１）中期均衡の計算（収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合）		本編 A(1)
（２）中期均衡の計算（収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れる場合）		本編 A(2)
（３）収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算		本編 A(3)
（４）剰余額解消策の明細		本編 A(4)
（５）－１ 公益充実資金の明細		本編 A(5)-1
（５）－２ 公益充実資金の明細		本編 A(5)-2

別表B 公益目的事業比率の計算

- (1) 公益目的事業比率の算定総括表
- (2) 土地の使用に係る費用額の算定
- (3) 融資に係る費用額の算定
- (4) 無償の役務の提供等に係る費用額の算定
- (5) 公益目的事業比率に係る計算表

本編 B(1)
別 別表B(2)
別 別表B(3)
別 別表B(4)
本編 B(5)

別表C 使途不特定財産額の計算

- (1) 使途不特定財産額の保有制限の判定
- (2) 控除対象財産
- (3) 資産取得資金
- (4) 特定費用準備資金
- (5) 公益目的事業継続予備財産

本編 C(1)
本編 C(2)
別 別表C(3)
別 別表C(4)
本編 C(5)

別表H 公益目的取得財産残額

- (1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額
- (2) 当該事業年度中の公益目的増減差額の明細

本編 H(1)
本編 H(2)

その他添付書類について

- 1. 滞納処分に係る国税（確認書）及び地方税の納税証明書
- 2. 社員の資格の得喪に関する細則
- 3. 会員等の位置づけ及び会費に関する細則
- 4. 寄附の使途の特定の内容がわかる書類（寄附規程・募集要項等）
 - ・ ・ ・ 公益目的事業以外に使途を特定した寄附がある場合のみ
- 5. 「公益充実資金について」補足説明用の書類
- 6. 「公益目的事業継続予備財産について」補足説明用の書類
- 7. 「特定費用準備資金について」補足説明用の書類
- 8. 「資産取得資金について」補足説明用の書類
- 9. 「指定寄附資金について」補足説明用の書類
- 10. 行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

本編 確認書

殿

法人の名称

代表者の氏名

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

1. 財産目録
2. 役員等名簿
3. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 社員名簿
5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等
6. キャッシュ・フロー計算書
7. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第46条第1項第2号に掲げる書類
8. 規則第46条第1項第3号に掲げる書類
9. 規則第46条第1項第4号から第11号までに掲げる書類
10. 規則第57条第1項第2号に掲げる書類
11. 滞納処分に係る国税の確認書及び地方税の納税証明書（財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）

（備考）

6の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

役員等の名簿

認定法第21条第2項第2号等

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
							郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			代表 理事	外部 理事
							郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等		

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			外部 監事
							郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	

4. 備考

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤		
					1	1
					1	1

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事	
							1
							1

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事	
						1
						1

法人の基本情報

法人の名称		
設立登記日		
法人の目的		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等

運営組織に関する重要な事項【公益社団法人用】(認定規則第46条第1項第2号)

(1) 社員の数その他の状況

社員の数	人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
社員の議決権に関する定款の条項	
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて	

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

(2) 理事及び監事の数その他の状況

	理事又は監事の数		財産上の利益の総額(年間総額)	
		(うち常勤)		うち、退職手当の額
理事	人	人	円	円
監事	人	人	円	円

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会		
社員総会		
理事会		
理事会		

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア：法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

イ：会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めるときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

法人の基本情報

法人の名称			
設立登記日			
法人の目的			
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	

運営組織に関する重要な事項【公益財団法人用】（認定規則第46条第1項第2号）

(1) 評議員、理事及び監事の数その他の状況

	評議員、理事又は監事の数			財産上の利益の総額（年間総額）	
		（うち常勤）			うち、退職手当の額
評議員	人	人		円	円
理事	人	人		円	円
監事	人	人		円	円

(2) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(4) 会員等について

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人
------	---	------	---

(6)評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
評議員会		
評議員会		
理事会		
理事会		

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

事業活動に関する重要な事項（規則第46条第1項第3号）

（1）寄附を受けた財産の額

寄附を受け た財産の額	円	うち個人から	円
		うち法人から	円

（2）金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	円
-------------	---

（3）資産、負債及び期末純資産の額

資産額	0 円	負債額	円
		期末純資産額	円
		うち公益目的事業会計の純資産額	円

（4）他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無			
他の団体の意思決定に 関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 （注）
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

※ 上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

（5）関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	
--------------	--

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

（6）海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無		リスク軽減策の有無	
------------	--	-----------	--

【別表A(1)(中期均衡の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合))】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
a ~	円		
b ~	円	円	円
c ~	円	円	円
d ~	円	円	円
e ~	円	円	円

1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用		
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用		1 円	円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)		2	△ 円		
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)		3 円	円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	4 円		収入≥費用	収入<費用
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	5 円		年度剰余額(収入－費用)	年度欠損額(費用－収入)
合計		6 円	円	A 円	B 円

※公益目的事業会計において、指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益」欄に加算してください。

2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額(残存欠損額)	暫定残存剰余額(A－C)	通算した残存欠損額の発生事業年度	b	c	d	e	
	A 円	C 円	D 円	通算額					円
				E 通算後に残る額					円

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額(残存剰余額)	残存欠損額(B－J－F)	通算した残存剰余額の発生事業年度	a	b	c	d	e	
	B 円	J 円	G 円	通算額						円
		通算額(収支相償の剰余金)	旧制度分解消	H 通算後に残る額						円
		F 円								

← 旧制度における未解消の剰余金がある場合まずそこから解消

3. 暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得等に充ててことで解消することができます。【⇒解消策の内容は別様式に記載】

	a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剰余額(D)	
解消対象となる剰余額							円
I 解消額							円
J 翌事業年度に繰り越す残存剰余額							円

← 年度剰余額がある場合、a-eの残存剰余額とDを記載
年度欠損額がある場合、Gで計算したa-eを記載(「暫定残存剰余額(D)」の欄は0)

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
a ~	円		
b ~	円	円	円
c ~	円	円	円
d ~	円	円	円
e ~	円	円	円
f ~	円	円	円

0より大きい場合、中期的収支均衡が図られていないと判定されます。

【別表A(2)(中期均衡の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合))】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
a ~	円		
b ~	円	円	円
c ~	円	円	円
d ~	円	円	円
e ~	円	円	円

1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例費用が特例収入を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

		特例収入	特例費用	
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	1	円	円	
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	2		△ 円	
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)	3	円	円	
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等に関しては支出額を「費用」欄に記載)	4	円	円	
4年以内に生じた(b~eに係る)特例残存欠損額の合計額	5		円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の50%	円		
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の50%	円		(特例費用－特例収入)
合計	8	円	円	A 円

※公益目的事業会計において、指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益」欄に加算してください。

2. 特例暫定欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰り入れます。

(特例費用－特例収入)		繰り入れた利益の50%を超える部分		特例暫定欠損額
A 円	－	円	=	B 円

3. 残存剰余額の解消

特例算定を選択できる場合、当該事業年度に黒字が発生することはありませんが、残存剰余額について解消策を講じることができます。

【⇒解消策の内容は別様式に記載】

	a	b	c	d	e	
解消対象となる剰余額						円
I 解消額						円 ← 特例算定の場合、公益目的保有財産の取得等は既に特例費用に計上されているため解消策には含まれません。
J 翌事業年度に繰り越す残存剰余額						円

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額	
a ~	円			← 0より大きい場合、中期的収支均衡が図られていないと判定されます。
b ~	円	円	円	
c ~	円	円	円	
d ~	円	円	円	
e ~	円	円	円	
f ~	円	円	円	

【別表A(3)(収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算)】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

(1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合

収益事業等の利益の50%を公益目的事業へ繰入れる場合は(1)を記載してください。

			収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)	
活動 計算 書	収益事業等の経常収益の総額	1	円	円	
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円	円	
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	円	円	
	収益事業等の経常費用の総額	4	円	円	
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円	円	
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	円	円	
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	円	円	
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除		8	△ 円	△ 円	
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)		9	円	円	合計
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額(収益の50%)		10	円	円	円
うち実物資産を繰入れる額 ※		11	円	円	円

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

(2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合

収益事業等の利益の50%を超えて公益目的事業へ繰入れる場合は(2)を記載してください。

			収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)	
活動 計算 書	収益事業等の経常収益の総額	1	円	円	
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円	円	
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	円	円	
	収益事業等の経常費用の総額	4	円	円	
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円	円	
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	円	円	
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	円	円	
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除		8	△ 円	△ 円	
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)		9	円	円	合計
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額		10	円	円	円
うち実物資産を繰入れる額 ※		11	円	円	円

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

【別表A(4)(剰余額解消策の明細)】

解消策(剰余額の使途)及びそれにいくら充てたのか(解消額)を記載してください。

			解消対象の剰余額						
	1~3号	解消内容	a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剰余額(D)	
1									円
2									円
3									円
4									円
5									円
		I 解消額合計							円

【旧制度における未解消の剰余金がある場合】

新制度施行(令和7年4月1日)より前に開始した事業年度における、収支相償の判定上未解消の剰余金がある場合には、発生年度別の未解消の金額、当該事業年度に解消した剰余金があれば、その金額及び内容を記載してください。

令和6事業年度の剰余金…〇〇円

令和6年度の剰余金が××円あったが、当該事業年度の年度欠損額●●円と通算を行い、残りの剰余金は〇〇円となった。当該剰余金〇〇円については、翌事業年度において、公益目的保有財産としてXを取得する予定であり、その取得に充てることでの解消する予定である(詳細は別紙のとおり)。

1. 公益充実資金の前年度末明細

[illegible]

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	
---------------	--

本年度末					
前期末残高		取崩額(合計値)	取崩額のうち資産取得分以外	積立額	今期末残高
円		円	円	円	円
各資金の明細		実施時期(年度)※西暦	所要額	取崩額(個別)	備考
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

各資金の明細		期首積立内訳(算定値)	残り必要額(算定値)	支出までの残存期間	活動毎積立基準額(算定値)	積立基準額(算定値)
		円	円	月	円	円
		円	円	月	円	
		円	円	月	円	
		円	円	月	円	
		円	円	月	円	
		円	円	月	円	
		円	円	月	円	
		円	円	月	円	
		円	円	月	円	
		円	円	月	円	
		円	円	月	円	

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細		積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)	取崩内訳(公益実施費用額から控除)
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合計		円	円

【別表A(5)－2(公益充実資金の明細)】

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (	月)
所要額の算定方法												

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (	月)
所要額の算定方法												

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (	月)
所要額の算定方法												

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (	月)
所要額の算定方法												

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (	月)
所要額の算定方法												

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (	月)
所要額の算定方法												

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (	月)
所要額の算定方法												

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (月)	
所要額の算定方法												

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (月)	
所要額の算定方法												

特定の事業又は資産取得等の名称												
当該活動の内容												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (月)	
所要額の算定方法												

【別表B(1)(公益目的事業比率の算定総括表)】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(12欄より)	1	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (12、21、30欄の合計)	2	円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	%

公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額	4	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額	5 円
	融資に係る費用額	6 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	7 円
	公益充実資金積立額	8 円
	公益充実資金取崩額	9 円
	引当金の取崩額	10 円
	財産の譲渡損等	11 円
公益実施費用額(4欄～11欄 合計額)	12	円

収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額	13	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額	14 円
	融資に係る費用額	15 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	16 円
	特定費用準備資金積立額	17 円
	特定費用準備資金取崩額	18 円
	引当金の取崩額	19 円
	財産の譲渡損等	20 円
収益等実施費用額(13欄～20欄 合計額)	21	円

管理運営費用額の計算		
管理費の額	22	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額	23 円
	融資に係る費用額	24 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	25 円
	特定費用準備資金積立額	26 円
	特定費用準備資金取崩額	27 円
	引当金の取崩額	28 円
	財産の譲渡損等	29 円
管理運営費用額(22欄～29欄 合計額)	30	円

【別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、土地の使用に係る費用額の算定に用います。
土地一筆ごとに1枚記載してください。)

土地の所在地	1				
面積	2	m ²	帳簿価額	3	円
1年度間の土地賃料相当額(7欄)より	4	円	土地の使用に当たり負担した費用額(固定資産税額等)	5	円
			事業費に算入すべきみなし費用額合計(4欄－5欄)	6	円
土地の賃料相当額(4欄)の算定根拠	7				
		別送資料			
土地の使用に当たり負担した費用額(5欄)の内容と算定根拠	8				
		別送資料			
9. 算入対象となる事業名と土地使用方法、配賦額					
事業		事業の内容及び各事業ごとの土地使用方法			配賦額
区分	番号				
					円
					円
土地の賃料相当額の各事業の費用額への配賦計算内訳(9欄の算出根拠)	10				
		別送資料			

【別表B(3)融資に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、融資に係る費用額の計算に用います。)

事業番号	1	区分	番号
事業の内容	2		
貸付の内容	3		
貸付利率	4		
借入れをして 調達した場合 の 利率	5		
費用額に算入 する額(7欄) の算定根拠	6		
		別送資料	
費用額に 算入する額	7	円	7欄の額を、別表B(5)Ⅲ(融資に係る費用額)へ転記してください。

【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。役務提供等1件ごとに記載してください。)

役務提供等の名称	1						
役務提供等の内容	2						
役務提供等を受ける場所	3						
役務の提供があった事実を証する方法	4						
必要対価の額(役務提供の対価額)	5		円	支払対価の額(役務提供に対し実際に支払う額)	6		円
費用額に算入する総額(5欄－6欄)	7		円				
必要対価の額(5欄)の算定根拠(役務提供の延べ日数や、延べ人数、単価等の算定根拠を、詳しく記載してください。また、昨年度の実績等があれば記載してください。)	8						
	別送資料						
支払対価の額(6欄)の内容と算定根拠	9						
	別送資料						
10. 算入対象となる事業と配賦額							
事業		事業の内容及び事業の実施に対し、この役務の提供等が不可欠である理由を説明してください。					配賦額
区分	番号						
							円
							円
各事業の費用額への配賦(10欄)計算内訳	11						
	別送資料						

【別表B(5)(公益目的事業比率に係る計算表)】

各会計区分別に経常費用の形態別分類別(中科目別)の費用額を記載してください。各事業別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。

(単位:円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬					配賦基準:
給料手当					配賦基準:
臨時雇賃金					配賦基準:
賞与引当金繰入額					配賦基準:
退職給付費用					配賦基準:
福利厚生費					配賦基準:
旅費交通費					配賦基準:
通信運搬費					配賦基準:
減価償却費					配賦基準:
消耗什器備品費					配賦基準:
消耗品費					配賦基準:
修繕費					配賦基準:
印刷製本費					配賦基準:
燃料費					配賦基準:

光熱水料費					配賦基準：
賃借料					配賦基準：
保険料					配賦基準：
諸謝金					配賦基準：
租税公課					配賦基準：
支払負担金					配賦基準：
支払助成金					配賦基準：
支払寄付金					配賦基準：
委託費					配賦基準：
為替差損					配賦基準：
雑費					配賦基準：
合計					

別表で申請されるものの合計値を転記してください。

① 土地の使用に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計			

② 融資に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計			

③ 無償の役務の提供等に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計			

【別表C(1)(使途不特定財産額の保有制限の判定)】

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝資産－(負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金)－(控除対象財産－控除対象財産の対応負債の額※)－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成(下記3.及び4.に必要な数値を作成します。)

資産の部			負債の部		
控除対象財産の額 (C(2)控除対象財産の額(A～Fの合計)から転記)	1	円	控除対象財産に直接対応する負債の額	5	円
流動資産(控除対象財産以外)の額	2	円	流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	6	円
固定資産(控除対象財産以外)の額	3	円	固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	円
			引当金勘定の合計額	8	円
			その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	9	円
			負債の合計額	10	円
純資産の部			純資産の部		
			一般社団・財団法人法第131条の基金の額	11	円
			指定純資産の額	12	円
			一般純資産の額	13	円
資産計	4	円	負債の部及び純資産の部合計	14	円

2. 使途不特定財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

事業年度(過去5年間)	公益目的事業の実施に要した 費用の額に準ずる額	15 保有上限額	
～	円	基本(過去5年間の平均値)	円
～	円	当該事業年度の値	円
～	円	前事業年度の値	円
～	円	(当該事業年度又は前事業年度を選択する場合理由を記載)	
～	円		

(当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該事業年度	円	円
損益計算書上の公益目的事業に係る事業費(一般純資産及び指定純資産に係るもの)の額	16	円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	17	円
公益充実資金の積立額(上限あり)(A(5)-1 4表合計から転記)	18	円
計	19	円
公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	20	円
財産の譲渡損、評価損等の額	21	円
公益充実資金の取崩額 (A(5)-1 4表合計から転記)	22	円
控除額計	23	円

3. 使途不特定財産額の計算

資産 4欄	24	円	控除対象財産の額 1欄	27	円
負債 10欄	25	円	対応負債の額 39欄	28	円
一般法人法 第131条の基金 11欄	26	円	予備財産額	29	円
			使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄 (0以下の場合は0)	30	円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法	公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法
控除対象財産の額 1欄	控除対象財産の額 1欄
控除対象財産に直接対応する負債の額 5欄	
指定純資産の額 12欄	指定純資産の額 12欄
31欄-32欄-33欄	31欄-33欄
引当金勘定の合計額 8欄	引当金勘定の合計額 8欄
各資産に直接対応する負債の額 5欄+6欄+7欄	
その他負債の額 9欄(10欄-35欄-36欄と同額)	その他負債の額 10欄-35欄
一般純資産の額	一般純資産の額
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 15欄	40	円
使途不特定財産額 30欄	41	円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	

<欄外>事業年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

使途不特定財産額の保有上限額	40	円
----------------	----	---

【別表C(2)(控除対象財産)】

1. 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)

番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産	公益充実資金の取り崩し又は剰 余額の解消策に充てた額の管 理(※)
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末	取得時期	
				円	円	円	円	円		
				円	円	円	円	円		
計(A)				円	円	円	円	円		

(※)公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 法人活動保有財産(公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所	事業区分 (収、管)	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額				
		面積、構造、物量等	事業番号		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
					円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円
計(A)					円	円	円	円	円

3. 公益充実資金(A(5)より)

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末(C)
円	円	円	円	円

4. 資産取得資金(公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良)(C(3)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計(D)			円	円	円	円	円

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)(C(4)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計(D)			円	円	円	円	円

6. 指定寄附資金(交付者の定めた使途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	区分 (※)	交付者の定めた使途	帳簿価額				
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
				円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円
計(F)				円	円	円	円	円

(※)公共通、公1、公2、収1、管 等

控除対象財産の額(A～Fの合計)	前期末	期末
	円	円

<参考値>

公益目的の1から6の財産の合計額	期末	うち6. の 公益目的以外	差引(公益目的)
	円	円	円

【別表C(3)(資産取得資金)】

控除対象財産における4. 資産取得資金の明細となります。

事業 番号			資産取得資金の名称				
対象となる資産の名称							
当該資産の目的							
計画期間(事業年度)					年度 ～		年度 (年間)
資産取得等予定時期							
資産の取得等に必要な額の 算定方法							
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを 行った場合のみ)							

控除対象財産における資産取得資金の計算

【当年度後3年間の計画】(経過年度は実測値を記載)

年度	積立額	取崩額	資産取得資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
3年度前	円	円	円	円
前々年度	円	円	円	円
前年度	円	円	円	円
当年度	円	円	円	円
次年度	円	円	円	円
次々年度	円	円	円	円
3年度後	円	円	円	円

【別表C(4)(特定費用準備資金)】

控除対象財産における5. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表 における特定費用準備資金当期積立額及び取崩額の算出に用います。

事業 番号			特定費用準備資金の名称			
将来の特定の活動の名称						
当該活動の内容						
計画期間(事業年度)				年度 ～		年度 (年間)
当該活動の実施予定時期						
積立限度額の算定方法						

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
	円	円	円	円

【別表C(5)(公益目的事業継続予備財産)】

公益目的事業継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性		公益目的事業継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ～ iv の観点からの御説明が考えられます。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組			
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。		
③公益目的事業継続予備財産額		使途不特定財産額の計算において控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。			
②限度額		使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額(※)		公益目的事業継続予備財産額	
円		円		⇒	円

(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額＝公益目的事業会計の資産額(対応する負債を除く)－公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

公益目的事業会計の資産額	1	円
公益目的事業会計の負債額	2	円
公益目的事業会計の控除対象財産額	3	円
公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額	4	円

--

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法 (公益目的事業会計に係るものを記載)		
控除対象財産の額 3欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 C(1)5欄のうち公益目的事業会計に係る額	32	円
指定純資産の額	33	円
31欄-32欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額	35	円
各資産に直接対応する負債の額 C(1)5欄+6欄+7欄のうち公益目的事業会計に係る額	36	円
その他負債の額 2欄-35欄-36欄	37	円
一般純資産の額	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法 (公益目的事業会計に係るものを記載)		
控除対象財産の額 3欄	31	円
指定純資産の額	33	円
31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 2欄-35欄	37	円
一般純資産の額	38	円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

確 認 書

(認定規則第57条第 1 項ただし書)

殿

法人の名称

代表者の氏名

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号。以下、「認定法」という。）第 2 2 条第 1 項に関する書類を提出するに際し、当法人は、下記の事項を確認しました。

記

認定法第 6 条第 5 号に規定する欠格事由に該当しないこと

☐ : 確認しました

別表H(1) 当該事業年度末日における
公益目的取得財産残額

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業費等
= 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄+14欄-20欄。マイナスの場合は零)	1	円
---	---	---

時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	円
-------------------	---	---

当該事業年度に増加した公益目的事業財産		
上損 の益 数計 値算 書 (公益 目的 事業 会計)	寄附を受けた財産の額	3 円
	交付を受けた補助金等	4 円
	公益目的事業に係る対価収入	5 円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6 円
	社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記入】	7 円
	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に参入した額を除く)	8 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9 円
	公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	10 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11 円
その 他 の 数 値	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12 円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13 円
	当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)	14 円

当該事業年度の公益目的事業費等		
上損 の益 数計 値算 書 (公益 目的 事業 会計)	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16 円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17 円
	15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18 円
その 他 の 数 値	公益目的保有財産に係る調整額(21欄-22欄)(マイナスの場合は零)	19 円
	当該事業年度の公益目的事業費等の合計額 (15欄～19欄の合計)	20 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	円
--	----	---

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄+21欄。マイナスの場合は零)	24	円
--	----	---

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類(寄附規定、募集要綱等)を添付してください。

(2) (1)以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		円

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
	円	円
	円	円
合計	円	円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
		円
		円
合計		円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失(公益目的事業費(調整後)に含まれるものを除く)

【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
合計		円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途(公益目的事業の内容)	金額
		円
		円
合計		円